

## 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）について

省令案の主な内容は以下のとおりです。

- 1 . 次の生きている希少野生動植物種の個体について、遅滞なく適切に取扱うことが出来る施設に国の機関又は地方公共団体が譲渡し等するため、規制の緩和を行う。  
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の規定の違反に係る個体で、法令の規定に基づき没収あるいは差し押え等しその所有者により所有権が放棄されている生きている個体  
動物の愛護および管理に関する法律の規定に基づき収容した生きている個体
- 2 . 現在、我が国で商業的繁殖が一般的に行われ、野生個体又はワシントン条約の規制対象個体群の個体が国内でほとんど取引されていないダチョウ（ストリテリオ・カメルス）を譲渡し等の規制対象から除外する。